

【公開ゼミ 問題1】

被告人 X は、平成 8 年 12 月頃、先に協議離婚した Y と同棲を再開するに際し、自己が親権者となっていた元夫 A との間にできた B(当時 3 歳)を連れて Y と内縁関係に入った。その後、Y が B に対して頻繁にせっかんに繰り返すようになったが、X は親権者兼監護者として B に対する Y のせっかんに制止して B を保護すべき立場であったが、これを怠っていた。

平成 9 年 10 月 20 日午後 7 時 15 分頃、Y が甲市所在の乙マンション一号室において、B に対し、顔面、頭部を平手及び手拳で多数回殴打し、転倒させるなどの暴行(以下「本件せっかん」という。)を加えて、B に硬膜下出血、くも膜下出血等の傷害を負わせ、翌 21 日午前 1 時 55 分頃、同市内の市立丙総合病院において、B を右傷害に伴う脳機能障害により死亡させた。X は同マンションにおいて、Y が本件せっかんを開始しようとしたのを認識し、直ちにこれを制止する措置を採るべき立場であったにもかかわらず、その措置を採ることなく、Y の B に対する本件せっかんにことさら放置し、もって Y の本件犯行を容易にした。

尚、本件せっかん時に X は、Y との間の子を懐妊しており、妊娠 8 ヶ月をむかえていた。そのため、Y の暴行が胎児の生命・健康に影響を与えないか危惧していた。

Y に傷害致死罪(205 条)が成立するとして、X の罪責について論ぜよ。

参考裁判例：札幌高裁平成 12 年 3 月 16 日判決